

英国現代奴隷法に関する声明 (2023 年度)

1. はじめに

NTN 株式会社（以下「当社」）は、2015 年英国現代奴隷法第 54 条に基づき、NTN グループ及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引の発生を防止するための方針や取り組みについて、以下のとおり開示いたします。

2. NTN グループについて

当社は、ベアリング（軸受）やドライブシャフト（CVJ）などの研究・開発、生産、販売を行う精密機器メーカーで、2018 年に創業 100 周年を迎えました。

主力商品のベアリングは機械の回転を支える重要かつ精密な部品で、自動車や風力発電装置、鉄道車両、医療機器などあらゆる機械に使用され、世界中の人々の生活を支えています。

世界を取り巻く社会的課題の解決に貢献し、人と自然が調和し、人々が安心して豊かに暮らせる「なめらかな社会」の実現を目指します。

NTN グループは世界 34 カ国に 207 拠点を有します（2024 年 3 月末時点。販売 114 拠点、生産 72 拠点、研究開発 15 拠点、その他 6 拠点）。グローバルの従業員数は 2 万人以上にのぼります。

当社の事業グループとその活動内容の詳細は、こちらをご参照ください。

<https://www.ntn.co.jp/japan/corporate/index.html>

3. 奴隷労働と人身取引に関する NTN グループの方針・諸規範

当社は、国際社会が持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりである「国連グローバル・コンパクト」に 2015 年に署名し、人権・労働・環境・腐敗防止からなる 4 分野 10 原則を支持しています。

また、以下の基本方針等を定め、NTN グループの事業のいかなる部分においても、また NTN グループのいかなるサプライチェーンにおいても、奴隷労働と人身取引を防止していくことを表明し、人権尊重に関する企業責任を果たしています。

・ 企業理念

NTN グループは、「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」ことを「企業理念」に掲げ、この理念の実践を通じ、人と自然が調和し、人々が安心して豊かに暮らせる社会（なめらかな社会）の実現を目指しています。

・ NTN スピリット

当社が 1918 年の創業から大切にしてきた創業者精神は、挑戦し続ける「開拓者精神」と社会とともに発展する「共存共栄精神」の 2 つです。これらの創業者精神は、当社の DNA として企業理念に込められ、100 年以上経った今でも受け継がれています。

企業理念を実践するために、NTN グループ従業員は目指すべき意識・行動を明文化した「NTN スピリット」を業務の拠り所としています。

企業理念の実践を通じて、世界を取り巻く社会的課題に対し当社の技術力やサービスにより貢献し、持続可能な「なめらかな社会」の実現を目指しています。

企業理念・NTNスピリット：

https://www.ntn.co.jp/japan/corporate/idea/corporate_philosophy.html

・ 経営の基本方針

NTNグループの経営の考え方や姿勢を表したもので、「開拓者精神」と「共存共栄精神」から成る創業者精神や、それらの思いが込められた企業理念に基づいています。また、NTNグループに関わる各ステークホルダーに対する姿勢を明文化しました。

NTNグループは、持続可能な社会に貢献し、「社会に必要な企業」であり続けるためには、人権尊重に関する企業責任を果たし、社会からの信用を獲得することが必要不可欠であると考え、経営の基本方針の中に「人権の尊重」を掲げています。

経営の基本方針：

https://www.ntn.co.jp/japan/corporate/idea/management_policy.html#anchor01

・ 人権基本方針

NTNグループは人権への取り組みをなお一層推進するために、NTNグループ全従業員が人権に関し統一した価値観を共有し、日々の行動や業務遂行の拠り所となる「人権基本方針」を策定し、人権尊重に取り組んでいます。この人権基本方針をもとに、ますますグローバルスタンダード化する人権課題へ取り組み、人権尊重に関する企業責任を果たして参ります。

人権基本方針の骨子

1. 国際的に認められた人権を尊重すること
2. 他者の人権を侵害しないこと
3. 自社の事業活動上人権への負の影響に関与した場合には適切に対処すること

人権の基本方針：

https://www.ntn.co.jp/japan/corporate/idea/management_policy.html#anchor04

この人権基本方針は、NTNグループの経営の基本方針に基づき、人権尊重への責任を明確にするものです。

・ 調達基本方針

当社では、調達基本方針を策定し、「公平・公正」「法令遵守」「グリーン調達」「共存共栄」の観点のもと、本社調達部門を中心に、取引先さまとの信頼関係を構築し、人権の尊重、労働者の安全、機密情報保護に十分配慮し、環境法令の遵守、環境保全への取り組みを行っている取引先さまより、環境負荷の低減に配慮した調達を推進しています。また、調達基本方針のもと、「NTN CSR 調達ガイドライン」を定め、取引先さまへのCSR活動の積極的な推進も要請しています。

調達基本方針：

https://www.ntn.co.jp/japan/corporate/idea/management_policy.html#anchor06

NTN CSR 調達ガイドライン：

https://www.ntn.co.jp/japan/csr/pdf/csr_guideline.pdf

4. 人権リスクへの対応について

・ デューデリジェンスのプロセスと継続的な取り組み

NTN グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に掲げられた「尊重」と「救済」の2つの観点に基づき、「従業員における人権リスク対応」、「サプライチェーンにおける人権リスク対応」、「救済へのアクセスの構築」に優先的に取り組んでいます。NTN グループの事業活動における人権への負の影響、具体的には強制労働、児童労働及び従業員の自由や権利の侵害といった人権のリスクについて実態を把握するため、当社の海外関係会社 44 社を対象に人権に関するアンケートを実施し、全ての海外関係会社から回答を得ています。2023 年度のアンケート分析の結果、ほとんどの会社で人権を守るための方針や仕組みの作成がなされており、人権の侵害はない旨の回答を得ていることから、リスク発生の可能性は低いと評価しました。一方、約4分の1の会社から、人権に関する研修を行っていない、取引先さまに対して人権の取り組み状況の確認が出来ていない、との回答があり、これら2項目をリスク発生の要因となり得る項目として特定しましたので、これらの項目に対して改善を図って参ります。今後も定期的にアンケートを実施し、課題の発見と解決を図りながら人権デューデリジェンスに取り組んで参ります。

・ 従業員における人権リスク対応

<労働組合及び従業員との対話>

当社は、日本における関係法令や労働協約に則り、労働組合とお互いの立場を尊重した労使協議を都度行い、従業員の意見を聴取しています。また、グローバルにおいても各国の労働事情に合わせ、労働組合及び従業員と対話を行うことで、人権デューデリジェンスに取り組んでいます。

<外国人労働者の人権>

当社は、日本における外国人労働者の立場が脆弱であることから、外国人従業員の人権リスク対応に積極的に取り組んでいます。具体的には、外国人労働者の就労状況についてモニタリングしており、必要時には迅速に対応できる体制を整えています。

・ サプライチェーンにおける人権リスク対応

<強制労働や児童労働への対応（紛争鉱物調査の実施）>

コンゴ民主共和国（DRC）及び隣接国の紛争地域におけるスズ、タンタル、タングステン、金（3TG）の採掘から得られる利益は武装勢力の資金源となり、人権侵害や違法採掘、密輸につながる可能性があります。

当社は、当社の商品に使用される材料や構成部品に含まれる鉱物資源が、紛争地域・高リスク地域から採掘されたものでないか継続的に監視しています。2024年3月期は、対象取引先さま 226 社についてサプライチェーンを遡り、製錬所を特定する調査を実施し、約 97%の取引先さまに協力を得て回答をいただきました。調査の結果、紛争鉱物の使用は確認されませんでした。今後も定期的に調査を実施して参ります。

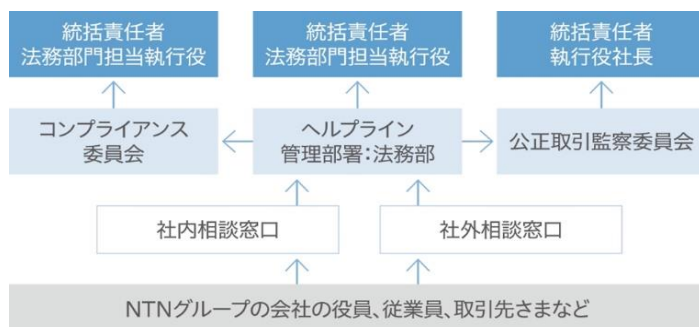
また、米国証券取引所に上場している企業は、米国ドッド・フランク法に基づき、紛争鉱物の使用の開示が義務づけられています。当社は、同法の適用対象ではありませんが、お客さまからの紛争鉱物に関するお問合わせに対し、同法の趣旨に沿った調査を実施し、回答しています。

・ 救済におけるアクセスの構築

<ヘルプライン（内部通報制度）の運用と周知活動>

当社は、法令や業務行動規準、社内規程に違反する行為に関する相談を広く受け付ける窓口として「ヘルプライン（内部通報制度）」を社内・社外に設置し、運用しています。窓口には、ハラスメントを含む労働関係法令や社内規程違反などが疑われる事案の相談が寄せられ、「ヘルプライン管理規程」に基づ

いて、守秘義務や、相談者に対する不利益な取り扱いの禁止などのルールを遵守して調査対応を行っています。各種コンプライアンス研修での紹介や業務行動規準ガイドブックへの掲載を通してヘルプラインについて周知を行い、違反行為の通報手段としてだけでなく、業務行動規準遵守に関する疑問、意見、不満を述べる手段、会社と役員、従業員及び取引先さまとの良好な関係を維持する手段として活用できる体制を整備しています。また海外においても、各地区のニーズと実情にあわせて地区ごとの内部通報制度を順次整備・運用しています。



5. 研修・教育について

当社では、経営層、従業員に対し、ハラスメントやダイバーシティをはじめとする人権に関する研修実施や周知を継続的に行っています。

本声明は、2024年8月28日に、当社の取締役会により承認されました。

2024年8月28日

NTN株式会社

取締役

代表執行役社長 CEO 鵜飼 英一

鵜飼 英一